

朝鮮聘使詳解 全

リ 5  
5251



リ5  
5251

門 474  
詳 2294  
卷

リ5  
5251  
卷



朝鮮便詳解  
朝鮮國水産雜談



校了森岡格雄

朝鮮聘使詳解

國書刊行會



朝鮮聘使詳解卷之第五

朝鮮國次方雜談



朝鮮とは三韓の事なり明の代より朝鮮と云説あり舊  
 名を求めし附らるゝといふ也其昔帝堯の時小檀君  
 といふ君齊國の始祖と成戊辰の年は始年にくわゆ  
 るふり其時の都は今の平壤の地なりし其後白岳と  
 云處へ移居有り其檀君は阿斯達山中小祭神なり其子  
 孫代を傳領し千四十八年の後曲の武丁乙未の年に平  
 て其後殷の箕子を此朝鮮侯に封せらるしは周武王の  
 とすふり其際は何れの性いかふる人あつた國を治め

朝鮮國次方雜談

朝鮮國次方雜談

むるといふ事不明也箕子此國に封せられてより又平  
 懐に都をたて、民を教化して條令八ヶ條を以て制禁を  
 立たるより國民大に中華の風をふる事を得たり箕子  
 始て入國する時五千人の周人等を伴ひ来る故詩書禮  
 樂醫卜の書百工の技藝まで此國皆周道を傳へたり夏  
 周の時燕北今の大朝鮮をうか北事あり此朝鮮  
 侯返て燕を討て僭号を敷らんと計らるる大夫禮と云  
 臣諫て兵を出さず戰國の未終燕の爲に朝鮮の西境滿  
 行といふ處までを討とらるる國をせめらるる事二に餘  
 然るに秦始皇長城を築かすとす趙秦を以てかか

る故朝鮮は外國にふりたり此と朝鮮箕子より  
 四拾代の孫箕否か位に立て君たる時ふるか秦皇の威  
 を怖畏れて秦に入貢すと書傳ふ箕否薨して箕準立て  
 二十餘年陳勝項羽が乱起て天下困窮の時燕趙齊趙の民  
 七も多く箕準に未伏すと云傳ふ盧縮が燕王とふれる  
 時箕氏と燕と約を足溟水を以兩國の界を立然ると盧  
 縮漢にそむいて匈奴節燕人衛滿と云人亡卒をい  
 きて十餘人溟水を渡り朝鮮の國城平懐にいたりて  
 朝鮮の民たらし人事を望ゆへ箕準是をあげて博士とし  
 地方百里の刑を與へて西方の藩屏とせしに衛滿はか

り謀て朝鮮國をうちやぶらんと思ひ立て漢の兵將朝  
鮮を討てて天子為天類を出す由をあはたしし箕準に告  
て軍兵を率ひ平壤警固する跡して俄小王城を責破て  
終に箕準を自出し衛滿暫らく此國を隋へり箕準は船  
に乗て南海にのかり去と云漢惠帝呂后の世に當り  
此時漢の代定て天下を下知ある時遼東の太守と衛滿  
と約して隣好をふしける程に其蕃國臨毛國ふともみ  
ふく衛滿小未服すとふり斯て衛滿が子にやづり嫡孫  
右準が時大に我まふをふるまひけるか漢の天子へ入  
朝せんともせまけつく辰國より兼内する辰侯を朝鮮

王右準が聞道を通さぬかへ漢武帝涉何と云臣をし  
て右準を召すに勅命に隨はぬのみか勅使涉何を襲  
て討殺せり爰にをいて武帝元寶三年樓船將軍揚侯小  
命じて齊の國よりめぐりて渤海よりわび左將軍荀爽  
は遼東より押渡して朝鮮使右準を改らるる小樓船將軍  
揚侯朝鮮のまひふいを入てすわすを荀爽口下めて此  
事を察して隋に揚侯が變を申により武帝重て酒當の  
太守公孫遂に命じて急に朝鮮を討せらる先公孫遂は  
荀爽と計て揚侯をとらへ其軍兵を合せて忽に朝鮮の  
都に攻右準は揚侯が返忠故其一左右を持て油断して

居たりし處を急に攻討ほと朝鮮人内官路人を韓相  
 蔭厄と雜相余味ふと、云人大臣一所に討て其主右準  
 を殺て漢軍に下りければ朝鮮此時全く漢朝の下知に  
 隨ふほとに國をちづりて郡とありし此度右準を殺し  
 て漢に歸したる者ども領導へらる雜相味を平判侯  
 とふし韓蔭厄は秋直侯とふし路人か子最をば温陽侯  
 とふされ余を以て討て儘清侯とふし給ひ朝鮮一國の  
 侯号は此時絶ると聞たり 平州侯高句麗地 秋直  
 侯韓地 温陽侯馬朝地 儘清侯辰韓 以上郡  
 未代八道にわかつといふ

三韓と稱する事

一馬韓といふは百濟の事也 箕準既に衛滿がために  
 平壤都を追出されて左右の官人と海にうかんで漢の  
 地金馬郡に居住し自分韓王といひしか今の萱州の地  
 古城の墟是なりと云去程に家を今も箕準城と唱ふる  
 とかや黄海の内にあり一説に句麗の下韓を百濟とし  
 て馬韓の部國と云は誤り柳尼相か詔に見たりとい  
 ふて十餘は萬戸有しと云は實にして百濟支配の州郡  
 五拾餘とあり柳尼相は朝鮮の功臣我朝文録年中の人  
 あり

一辰韓といふは馬韓より東に當り新羅の事也此度  
 主君ふき故百濟より下知しけるに赫庇無といふ人此  
 辰韓の地歟て航立てより新羅の君とはふれり自分よ  
 り秦の時の亡人ふて始皇の乱世を避て韓國に逃入し  
 に韓人是に重の東界の嶋を照へたりといふ其語今以  
 秦人に類せる事有といふ今の東萊府あるあり  
 一辨韓は又今の高句麗也古は辰韓の屬國ありと云傳  
 ふ當時平壤と云是也二十四の屬國有十餘萬戸の富  
 殷の地ふり新唐書に是を載て辨韓は樂浪の地是を又  
 平壤といふとあり古へ漢の代樂浪の地是を兼考すル

は辰韓は新羅にして辨韓といふは今の高句麗といふ  
 國ふり高句麗は日本奥州の向にあたる津軽に對す高  
 麗をからと讀といへり

朝鮮地方畧記

一漢の時曰四郡にすかれん樂浪郡東の其鬼郡を東西  
 の府に定められける唐の代に朝鮮を方向有て東西二  
 千里南北四百里にして西北は鴨綠注を限り北は四真  
 にかかり東西は海にかかりまた八道をひらおれたり  
 上にくわしけれは略又新羅の東は長人國つゞくとい  
 ふ日本出羽の向にあたる西は百濟に隣り南は海濱北

は高麗のつゞく其東南のかた日本渡海の通路あり百  
 濟國は唐の路陽より東六千余里ありと云其<sup>正</sup>東は新  
 羅海つゞき也百濟清道又高麗は新羅の西に當て西  
 北は遼東を限りて支那管處の地つゞき北方は靺鞨の  
 秋國に隣るといふ路陽の東を去る事五千里といふ今  
 の平壤の地まで高麗ふれは江原成鏡平安道を下知し  
 たるとみへたり平壤を長安城とも云と聞り

日本三韓通初

一日本仲哀天皇の皇后神功皇后築紫に軍立ある事等  
 皆人知る故に日本紀兼考すべし

三韓臣伏するゆ

板

小大矢田宿禰といふ臣を新羅に鎮と殘されける今の  
 金城に居住せるといふ然るに高麗百濟は能く附屬し  
 けるに新羅は動もすれば日本<sup>本</sup>の下知と拒みける故に  
 皇后重て冀津彦といふ人を新羅に遣はして其罪を責  
 らるし程に新羅服従して應神帝の御宇には三韓の人  
 夫を召て天和輕明宮造の時池沼を堰せらるし事史に  
 みへたり應神帝の御宇百濟貢獻をあたりにける程に討  
 便記用宿禰<sup>宿禰</sup>船をいだしてその罪いふ欽明天皇の御  
 宇まで新羅より任那百濟を攻るにより日本勢是を板  
 新羅を責勝臣巴提便といふ人此時虎を自分ありし

伐





崇神天皇の拾一年に當て此國を立事あり其昔武帝  
 の為に朝鮮ほろびて貴民とて東海の濱又は其邊の  
 山石の向岳恒するに其數六ヶ處あり一に關州の揚  
 山里とソ小ニ突山の高墟村三に紫山の珍支村四に  
 花山天樹村五に金山の加里村六に明作の葛村とぞ稱  
 しける是厚韓の六郡といふ名かるに高墟村の里の長  
 に賴大公といふもの揚山の蘇羅井林のもとにして馬  
 卵を捨て家に歸るに割てみれば男子あり馴養て子と  
 しけるに亦郡の邑長石崇いて主君とかしつぎ姓を朴  
 と云此朝鮮氣を呼ぶに朴と云ふ然るに其妃を閔莫と

名付たり國を奪ふ事六拾年に及びけるに其子南解に  
 國をゆづる南解が時に異方の人来て此國にて生長す  
 昔氏と稱す賢徳あるを以て彼を南解が登にして脱解  
 といふ二國をゆづる是より朴氏昔氏の内に長とたる  
 人國の主と定めたる程には國を受継たり第  
 三代脱解が時金山の人を揚用する事あり此人雞林に生  
 じたり此金山氏に脱解國を譲る程に是より新羅の王  
 に一姓互に長とたる家より此國を下知ふける時に朴  
 氏昔氏は中頃より微々ふり第十六代奈向が時より全  
 く金氏の國とふる去程に金山氏生處の地の雞林を以

て一名とはふたると云其後二十二代の王金智證が時  
 此國号の文<sup>字</sup>を<sup>群</sup>顯臣議して或は斯羅と書或は新盧と  
 書又新羅と云此中を以徳の新たる義を取て新羅と  
 名付極めたるといひ傳<sup>也</sup>然るに第三拾代文武王と  
 いふ人英雄の器量有て克先の業をうけつぎ百濟王を  
 擒にして其國は<sup>始</sup>せたる高句麗をも手に入けるに  
 中頃唐朝よりとかめらるる事有て一度爵位をうばは  
 せしむ程ふく本位にかへり再び新羅王とあふす  
 代々繁花にして第五十餘代に及ぶものとす女主眞聖  
 湓行政<sup>亂</sup>たる故に盜賊はどまり弓高瓢萱<sup>新羅王四十</sup>  
 六代高安王

の未流北原にたふして新羅に背<sup>く</sup>此時朝鮮残らず新  
 羅王支配するに<sup>亂</sup>臣弓高<sup>が</sup>幕下に王建と云もの又弓  
 高を殺して其兵威大に振ふ此王建は松岳<sup>江原道</sup>王隆  
 が子にして鉄原の太守より起て高麗王とふるは後梁  
 の太宗貞明年中にして本朝の延喜年中に當れり新羅  
 王は景明王が即位二年の事也其後終に新羅王五十五  
 代敬順王が八年に遂に寶器を高麗の王建に譲りて<sup>終</sup>  
 を乞けるに是王建十七年の事也後唐の潞王清眞元年  
 本朝の義年四年にあたりける柳新羅の始祖赫居世漢  
 の宣帝の五鳳元年<sup>甲子</sup>を此辰韓の地に都つくりして

國を徐代羅と號し朴氏昔代金氏相傳て金智證王癸未  
 の年國號を新羅と改め太宗王の庚申高麗中百濟の  
 地を合て此節日本勢敗軍是新羅を貢船不出文武王戊辰年  
 晩年也高麗近一統すべきの唐封をかけ是を隨て其子  
 孫敬順王が位を去て高麗の王建に降りし年迄朴氏十  
 王昔氏八王金氏二十七王にして年数九百九十二年王  
 世五十五王ありして新羅の國は亡びにけり此年より三  
 韓を高麗とくく領知しけるとかや  
 古今和歌集にあるかたもの、使と云は此高麗の商船  
 犀浦に着岸のとき天見の爲に下る勅使の事といふり

古の遺風此御代まにもありしとして其後は是も又絶て  
 不出といふ高麗王王建か時といへり  
 一高句麗といふは今の平安道の地九都平壤長安等に  
 都作りして其境に隨たり此高麗は其始祖漢  
 の昭帝建昭二年に高素蒙國号を立てより以來國を傳  
 ゆる事廿八代也其二十ハ代の榮留王皆恩にして其  
 臣賴文國権を取て王室を詞終に榮留王を殺して其  
 幼主某を主として賴文弥國柄を取其頃高滅王の時唐  
 の太宗自ら高句麗を討て利あらず賴文此時軍をつと  
 めて功ある故獨り權柄を高くすといへども天命盡て

死亡す其嫡子男生二男は建三男は産ふといふ兄弟争ひて長兄の男生唐帝に告て唐兵をみちくし故高宗皇帝李世勣契苾何等の英雄を以て高句麗を討て平壤を破り王高藏以下名臣國人数をつくして生捕て歸る去は高未蒙即位東明王と稱れしより今唐の太宗九年也唐二十八王歳霜七百五年也本朝天智天皇七年に當て高麗王亡たり漢の時わけられたる玄鬼樂浪と云他は即此高句麗といへり今鏡平安西道の際に高跡ありといふ

高麗王并朝鮮李氏王等の事

高麗の王建は全く新羅の亂國を平定し三韓舊地を一統して世を傳ふる事三十二王共四百七拾五年を歴たり一に其構臣李成持が爲に國を棄はれて小けり右三拾一代の高麗王恭讓王と云いける人其始令世上に聞えけるも玄宗の如く晩年おはり能せず邪僧遠昭といふものを愛して國政をとりせける程に遠昭還俗して帝號と名乗其子孫李揭率昌父子至て高麗の宝器を竊みて王位を伺ほとに王氏絶ゆる事主節の如し三拾二代恭讓王たまた一統を徑といへども天命爰にきわまりけるか終に其臣李成桂國の主となりけり大明

大祖の洪武二十五年に當なり同洪武三拾年に國号を  
舊にかへして朝鮮とは唱へし也本朝人皇百一什後小  
松院應永年中にして將軍義満公の御成を聞及いける  
か隣國好の使を日本につかはしける總て年号王朝符  
服四禮儀皆大明の制衣法によるといへり李成桂より次  
未朝鮮王李氏ふりと聞り

朝鮮聘使未聘考

本朝の昔三韓貢を献りし時は内裡にして政務を閑れ  
しかども其後玄参寮を置れてより鴻臚館に異國人を  
とめて禁闕よ古事を止められたりといふ板又三韓の

土民日本を頼み来るをば方々に領ち置られたる其高  
麗人を置れたるは高麗郡と云ふ濟人を置れたるは百  
濟郡といひ新羅人を置たるは新羅郡と云其後三韓を  
新羅より合せて自ら道絶て通用せお其節入唐の人は  
皆明州の津に着岸あり明州は吳城の縣今の南京の邊  
要の地といへり朝鮮とへむして本唐へ往來する事奈  
良の京より起ると云今以南京の買船一年に兩度宛長  
崎へ入津するは西路三百餘里にして直に着船の便有  
る也といへり朝鮮人又往來する事は日本永和三年  
朝鮮の使者鄭夢周條條よ未て探題今川了俊に届て歸

國せし後應永三年又朝鮮の使者来て隣好を能せん  
 請將軍義政公許諾有て信申津に命じて書を作て答  
 る同八年也山義政公大明皇帝へ黃金千兩を寄て書翰  
 を送らる是より大明帝書と寄せらるゝと  
 年二月也同十年十一年成祖帝の聘使来て也山殿に至  
 ると云同十八年朝鮮人未聘す同三十年七月朝鮮國王  
 大藏經と献む永享四年に又朝鮮人未聘す義政將軍に  
 謁む大明宣宗皇帝と書翰を送らる新滿公以来の將軍  
 才皆日本國王と書れたりと史にみたり同十一年七  
 月朔日朝鮮の信使高得宗甲仁甫等を以て未聘あり嘉

吉三年夏朝鮮人未聘す雙林寺のかたは景雲庵を館  
 舎に儲て斯波を代徳供給の事をつかさどりて下行す  
 と云傳ふ今の世館伴御馳走人の事なるべし寛正二年  
 朝鮮聘使來朝の後隣好の義中絶あり文明六年九月書  
 を朝鮮に寄て大明勘合の印を求めらる是義政將軍の  
 晩年の事也古の遣唐使勘合印なきに大明永樂年中よ  
 り初りて勘合あり此印章を大内家預り置けるに義政  
 其臣陶晴賢に責殺されてより此印失たる故天文二十  
 年後大明本朝道絶たり大関秀吉公天正拾五年大明勘  
 合の印を求るに朝鮮の道をかりて尺牘をはするに返

康高

翰なきを以てかつて橘氏廣を朝鮮に遣さるるも聘禮  
 不敬を以て其使を切て捨再宗對馬守義智并柳川調信  
 を遣わして朝鮮に兵威を以てす此時朝鮮王李昭三太  
 夫を以て聘禮す天正十八年三使黃允吉金誠一許歲之來  
 て本國寺に館す小田原北條を誅伐の年にして滯留數  
 月國書を獻す有返翰て猶大明の無禮をとかぬ道を朝  
 鮮求ていふ然ども朝鮮歩むざるを以て天正二十年  
 に兵を催し渡海の人數十四万人也名護屋に置所十餘  
 万人遊軍六万餘凡て三十餘万の軍兵を以朝鮮征伐と  
 して大閣秀吉公肥前にたむらしあり文錄元年より朝

鮮を責て小西行長急に金山浦より初め討て東萊縣と  
 責取備前宰相秀家の渡海を待て忠州を破りけるより  
 次第に平安黃海忠清の三道終に破れて王城は日  
 本勢入替り西京の平壤も行長の爲に追落さるる朝鮮  
 王李昭義州に奔り天子臨海君**肆**次子順和君揮顛沛元  
 良冷にのかるるに加藤清正が爲に生捕りぬ大明より  
 史儒遊擊將軍を以朝鮮を救ふといへども是又委々し  
 討死して倭軍西京に充滿したり同年十月明兵四萬餘  
 兵漢南へかり催して李如松大將となりて朝鮮を救ふ  
 此時平壤に小西行長居城すれども援兵いたらざるゆ



へに日本勢平壤を開て王城に備る李如松十方に將と  
 して開城にいたり王城に向王城を守諸軍相議して小  
 早川隆景先鋒と定む李氏多く討れ李如松危き事數度  
 漸く遁れ奔るまゝにして明兵死するもの万餘人李  
 如松隆景が武威を懼る既に兵を退んとするときは南兵  
 の援にあふと重て大明朝廷に此旨を達し後援を待と  
 いふ此後勝敗數度翌年四月惟敬沈雅惟敬が和親の使節に仍  
 て日本勢釜山の浦に歸り大明の和信使を待つ時沈  
 惟敬條一貫謝用梓等名護屋に來る徳川殿前田利家と  
 館伴たり此時和儀の事畢畢勅合の印と朝鮮八道を分

て半分日本の領とせんとにあり此事三使偽り語する  
 に二王子を返して王城に送る李昭も義州を出て王城  
 に歸る故暫く無き事也然れ共釜山浦東蔡推木嶋には  
 毛利秀包の守兵二万七千餘人を置熊川には小早川隆  
 景の兵六千六百人を置則城には久留米秀包立花宗茂  
 其外筑紫氏高橋氏都合二千餘兵を以て守らせ唐嶋嶋に  
 は蜂須賀宗政四千五百人生駒雅樂頭二千四百五十人  
 長曾我部元親二千九百九十人福島政則二千五百人戸  
 田民部少輔二千三百四十人都合一万四千六百人を置  
 て加徳嶋には船手の九鬼加藤脇坂東嶋等二千六百餘

鍋

人を以て守らせ其外如藤清正小西行長黒田長政薩摩  
 義弘鍋嶋直茂宗氏松浦氏相良氏有馬氏木村氏  
 秋月氏桑山氏藤堂氏合て三万五千餘人は元城十一側  
 城七處を守るべしと定めらる其後故有て日本の諸  
 將晋州を責城主牧司が首を得て城落たり朝鮮の寶器  
 此處にて箕子以來數世王たる人相傳へる重器多く焼  
 失す是より先文錄元年王城落るとき秘籍の庫承文館  
 災しければ朝鮮寶此の李昭が時に到て滅すといふ朝  
 鮮王城に歸りて僅に兩月を過さず又兵革如此故大に  
 驚怖す大明の諸將猶朝鮮に居る故援兵を乞といふ日

本勢歸陣せざるは明兵の將開城南京大兵善山等に叱  
 する故なれば此事を以惟敬大明司馬右星に告る故明  
 の兵將悉く歸陣す大明和議諷ふ故に日本勢も大半歸  
 帆すれども行長清政等猶止るといふ同四年大明帝よ  
 り監漚候季言恭が子宗城を以て正使として策命卯の  
 振舞を伺ふ故今年既に暮ぬ翌年に至りて正使宗城あ  
 ととくらます副使亭正使となり惟敬を副使とする故  
 慶長元年六月大明の正使金山浦を發して日本に來る  
 朝鮮も又金羅道觀察使黃慎將朴弘長を聘使として渡  
 海あり八月揚方亭沈惟敬及び黃慎弘長等泉州境に入

治す廿九日伏見上赴く九月再使方亭等伏見の城下の  
ぼる蓋大閣の心は大明の國王号を讓る乃冊使と思ひ  
て馳走して丁寧なり依之饋る處の冠服を著して群臣  
限り有靡々も又明服を著しける響應有申樂其後承允  
靈一永哲の三僧を召て大明の勅書と讀しある由

聖神廣運凡天覆地載莫不尊信帝命溥將暨海隅日出  
國不率得昔我皇祖誕育多方電綉龍章遠錫杖桑之城  
真珉大篆崇施鎮國之山嗣以海波之揚偶致風占之隔  
富茲威隆宜續禱喜咨亦豐臣平秀吉窟起海邦知尊中  
國西馳一介之使欣慕來同北叩萬里之關懇求丹附情

各行  
各  
行  
別

既堅於恭順思可斬於柔德茲持封爾為日本國王錫之  
詔命於戲龍賁芝函龍冠裳於海表風行卉服固藩衛於  
天朝余其念臣職之當修恪要東感  
皇恩之已渥無替歎誠祗服  
綸言永遵聲教欽哉

秀吉此策を聞て大にいかり冠服を脱捨叱聲雷のごと  
く則冊使以下を追下して重て朝鮮を屠滅せさんと議  
して朝鮮の使をば殺害せんとあるを三長先諫て止む  
大明使回翰のなきを憂といへども不叶追て金銀雜品  
を遣柳川豊後守調信を冊使に給はるのみ慶長二年三

月大明兵と日本兵と蔚山下にて合戦數回終に明兵を  
 追て揚鐘をはしらす依之大明の兵討して戦事あり矣  
 兵を以て順天を籠はん休をしめすのみ此時日本勢過  
 半歸帆す同年八月十八日大関秀吉公薨去に依て同年  
 十月旋軍す此後兩國和議とこのひて其後兵革治り朝  
 鮮當家へ聘使を献す日本より其初め松平主殿頭に  
 林道春を附て聘禮あるべき沙汰ありは朝鮮為して  
 止る故に反物は歸使に附ておくらるゝ事といふ慶長  
 十二年朝鮮聘使來り元和寛永の年三度の聘使を以て  
 し明曆天和皆古例によるといふ。

大

辭

和

一朝鮮人正使といへども沐浴せず中帛にて身を拭ふ  
 て居るのみ況や中下官をや口中嗅氣甚しく淨關不淨  
 關一つに一つみ朝席を掃除する事なし口に和とく  
 共心は利欲也上官の内粗知智る人有て詩を賦し文作る  
 事唐人の風有と云しかれ共紛紛粧のみにして其平生食  
 欲等多く夷狄に似たりといふ唯身輕くして香をはき  
 なから瓦やの棟に登る橋の欄干にまたかゝること猿の  
 ごとし毎夜鐘鼓を鳴してまつる其響甚哀喜なり。  
 又其國風男暴慕淫暴にして女貞節なりといふ又朝鮮寒國  
 故家室床を高くかまへ椽の下に火爐を儲け烟氣を室

理

中に籠るといふ

又玉城といへども當時の休對州城の少しばかり大なる

造りなり況や正使など高官尊族なりといへども其

居宅大概日本五六千石の屋敷かまへのごとくといふ

總して江戸大阪のごとき都會の地な~~り~~町屋市店杯と

いへどものきをならぶるなし隣り隔つるゆへ類火な

しといふ唯道幅一里<sup>或</sup>溝左右松を植るといふ

異國來朝始

神皇正統記より二言三筆以前也

一垂仁天皇二年任那人麗蘇那曷叱智歸國を願ふによ

り赤緒賚彼國の王にたまはる時天皇の御諱をかたど

りて彌摩那國とは附せ給ふ是先崇神帝の御時越前

國寄飯の浦唐船着岸したる額に角ある人乗きたるゆ

へ其處を<sup>つ</sup>のがと稱す今の敦賀也去<sup>然</sup>ばその人をいづ

くの人と尋ねるゝに對曰大加羅國王の子名は都奴我

といふ日本國に聖皇おしませと承り傳て船渡りして

長國の國より此浦にたまふよし奏す依て右のごと

くたまもの有て返されけるに新羅王此赤緒をうはひ

たるより二國中悪くなるはじめと云或は曰く任那人

の唐嶋也といふ可尋

一同三年三月新羅王の子日槍といふ人來朝播磨卜到

一羽太王一つ足高王一つ鴉鹿の赤石玉書石小刀一つ  
 書石拵一枚日鏡一面熊の袖籠一具以上七つの寶を持  
 來て終に日本に居住して但馬國に住つくといふ此天  
 日槍天皇の惠にあふて住ところを求めて宇治川より  
 さか<sup>上りて</sup>中<sup>此に到り</sup>近江にしはらく住けるが又爰を  
 去て若狹國を経て西の方但馬の國に到り居處を定め  
 但馬が嶋の人<sup>諸助</sup>大耳の女麻多字姫と妻として但馬の諸  
 助を生む<sup>諸助</sup>但馬の日槍杵を生猶杵清彦を生清彦彦田道  
 間守を生此日道麻守は橋を仙家より取て歸りけるに  
 垂仁天皇百四拾歳に崩御ありけるは即殉死しける

よし日本紀にみへたり<sup>然</sup>去は其天日槍日本に任たきよ  
 し奏しけるにつきて播磨の出淺色淡路の完栗毛を知  
 行すべきよしゆるさると云<sup>或は完栗今播磨完栗と書と云ふ也</sup>又  
 天日槍が持來りし七種の寶を垂仁天皇八十八年七月  
 勅有て宮中へ召上らる日槍が曾孫清彦勅に應じて曾  
 祖父天日槍が傳ゆる七種をさし上奉るうち書石小  
 刀をば惜みて懷中しけるに内裡の白砂とておのれと  
 出るを以て天皇尋させ給ふ故實以て奏聞しければ神  
 寶いかで類をはなるべきとて是も又めされけるに御  
 庫の内にして忽此小刀失けるゆへ清彦に問はるに彼

小刀又臣が家に到るよし復奏聞す依て其儘に差おか  
れけるに其後此小刀淡路島に又飛下りければ嶋人は是  
をまつる事今におこた斬なし

或人曰淡路は清彦先祖より食毛の地なれば書石小  
刀を所の神體納めたるべし

正徳元年辛卯仲冬

新井白石源君美撰

日本書紀... 淡路島... 神體納めたるべし... 新井白石源君美撰

